

リユース食器の利用手順

1	<p>利用申込</p> <p>随時受付、お申込は4月から翌年の3月分まで行うことができます。</p> <p>電話または電子メールで次の内容をお送りいただくか、申請書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・団体名・申請者の氏名と住所・連絡先（携帯電話）・使用目的（イベント名称）・利用者の人数（イベント参加者数）・使用日時・事務局まで受取に来られる日時と返却される日時・利用したいリユース食器の種類と数量
2	決定連絡（電話または文書にて連絡します）
3	<p>利用確認</p> <p>使用日の20日前までに申し込み、10日前までに使用数量・種類の確定の連絡をしてください。</p>
4	<p>貸出（受取）</p> <p>事務局（市役所2階環境保全課内）でお受取ください。</p>
5	<p>保証金の預託</p> <ul style="list-style-type: none">・食器1個につき10円をお預かりします。上限は2,000円です。
6	<p><使用上の注意></p> <ul style="list-style-type: none">・PP製のため耐熱温度は110から120℃程度です。・揚げ物などをすぐにのせると溶ける場合があります。この場合は破損扱いとなります。
7	<p>収納</p> <ul style="list-style-type: none">・残飯を取り除いて、「洗わずに」コンテナへ収納してください。・保証金還付のため紛失した食器がないか確認してください。
8	<p>返却</p> <ul style="list-style-type: none">・事務局（市役所2階環境保全課内）に返却してください。
9	<p>計数・還付</p> <ul style="list-style-type: none">・事務局にて簡易的に確認して、受託した保証金をお返しします。

注意事項

1	紛失など対策として食器 1 個につき 10 円（最大 2,000 円）の保証金を預託（デポジット）していただきます。 紛失、汚損した場合には 1 個につき 100 円を保証金から弁償していただきます。 保証金以上の紛失、汚損があった場合でも弁償金は保証金の範囲です。
2	揚げたばかりの揚げ物など、リユース食器の耐熱温度（110 から 120℃）を超える食べ物は、少し冷ましてからのせてください。
3	洗浄を独自に行い「使いまわし」することは衛生上、絶対に行わないでください。
4	イベントの中止等により利用を取り下げる場合は、別紙リユース食器利用申請取下書を提出してください。

詳しくは、羽村市役所環境保全課へお問い合わせください！